

第4回世界女性会議（北京） および21世紀への挑戦

山 口 真

第1章 第4回世界女性会議

1. 会議の背景

第4回世界女性会議は、9月4日から15日まで中国・北京市で開かれた。同時開催のNGOフォーラムは8月30日から9月8日まで北京市郊外の懷柔で開催された。第4回世界女性会議参加者は12,971人、フォーラム参加者は約31,000人、計45,000人で、史上最大の会議となった。参加者の内訳は、政府代表団4,030人、ジャーナリスト3,245人、参加国190カ国（ECを含む）国連機関・専門機関等国際機関59団体であった。

国連女性会議はこれまで3回開催されている。第1回世界女性会議は1975年、メキシコ・シティーで国際婦人年の年に開催され行動計画を採択した。同行動計画に基づき、国連総会はその後、国連婦人の10年を宣言することになった。国連総会は1979年に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を採択した。現在締約国は133カ国である。この条約の実施状況を検討する独立した専門家委員会があり、この委員会は各國政府から出された報告書を検討し、より一層の進展を捉すよう政府に勧告することになっている。これら一連の活動は各國政府に対し公約の実施を明確にさせている。

第2回会議は1980年にデンマークのコペンハーゲンで開催され、婦人の10年の中間年として教育、雇用、健康に重点をおいた行動計画を採択した。

第3回世界会議はケニアのナイロビで1985年に開催され「国連婦人の10年」の成果と障害について再検討し、評価した「西暦2000年に向けての女性の地位向上のためのナイロビ戦略」をコンセンサスで採択した。女性の能力の強化および人権の享受の促進をはかるために国内、地域、国際的レベルでの行動のための枠組みを提供した。

国連婦人の地位委員会が1990年に行った将来戦略の評価は、国際社会が女性に関わる問題についてより認識し、敏感になってきたことを示している。しかし実施に関しては、

この弾みが失われているように見える。第4回世界女性会議はこの勢いを再び燃え上がらせ、地球的な課題になっているセクシャルハラスメントを含む女在への暴力という新しい問題に焦点をあてた¹⁾。

2. 会議の概要

会議の目的は(1)1996年から2000年に向けて国連機関を含む国際社会が女性の地位向上のためにとるべき行動の優先順位を決定すること(2)これらの目標達成のための政策の立案と草の根レベル双方において女性と男性の力を結集することにあった。

今回の会議は、過去3回の世界女性会議、つまり1975年のメキシコ、80年のコペンハーゲン、85年のナイロビの会議に比べて、いくつかの特徴をもっている。

その第一は、過去3回の会議のモットーであった「平等・開発・平和」に「行動」が加わり、「平等・開発・平和への行動」と、主題は同じながらそのための「行動」が強調された。

第二は、今年が国連50周年にあたることもあり、過去数年にわたって行われた地球規模の問題を扱う国連会議、つまり92年の国連環境開発会議（地球サミット）、93年の世界人権会議、94年の国際人口開発会議、そして95年3月の社会開発サミットの、いわば集大成と考えられた。

第三に、今回の会議は時代の変わり目に行われることも強く意識されている。

北京で採択された「行動綱領」の中には特に「世界的枠組」（第2章）が設けられ、ナイロビ会議以来の過去10年間に冷戦体制を中心とする世界の構造が大きく変化し、世界の政治・経済・社会、文化のあり方が変化の過程にあり、その過程が女性に与える影響を「行動綱領」に盛り込んだ。

第四にNGOの役割の重要性を強調した。今日の世界の課題は、国境を超えて、政府と民間の壁を超えて取り組まなければ解決不能であることが強く認識された。

3. 北京宣言および行動綱領の採択

第4回世界女性会議は国連をはじめ、各國政府や国際機関、民間団体等が優先的に取り組む必要のある重大問題を「北京宣言」と「行動綱領」のかたちで採択した。これは2000年までに女性の地位向上、性差別の解消の目標を達成するためのガイドラインである。

「行動綱領」は現在のところ6章、362項目という膨大なものであり、この中で「重大問題領域」として挙げられているのは以下の12領域である。

1. 女性に対し持続し、増大する貧困の重荷
2. 教育および訓練における不平等および不十分ならびにそれらへの不平等なアクセス

3. 保健および関連サービスにおける不平等および不十分ならびにそれらへの不平等なアクセス
4. 女性に対する暴力
5. 武力またはその他の紛争が女性、特に外国の占領下に暮らす女性に及ぼす影響
6. 経済構造および政策、あらゆる形態の生産活動およびそれらへのアクセスにおける不平等
7. あらゆるレベルの権力と意志決定の分担における男女間の不平等
8. あらゆるレベルにおける女性の地位向上を促進するための不十分な仕組み
9. 女性の人権の欠如およびそれらの不十分な促進と保護
10. あらゆる通信システム、特にメディアにおける女性の固定観念化および女性のアクセス及び参加の不十分
11. 天然資源の管理および環境の保護における男女の不平等
12. 少女の権利に対する持続的な差別および侵害

この会議のキー・ワードはエンパワーメント、ジェンダー、コミットメント、セクシュアル・ライツであった。

これらの議論の中で特に議論が多かったのは「リプロダクティブ・ライツ／ヘルス（性と生殖に関する権利／健康）をどこまで認めるか」ということ、経済政策としての構造調整のあり方、女性の人権の推進・保護と国内法や宗教規範との関係、女性登用のための積極的政策のあり方等であった。

教育に関しては、機会の平等、非差別的なカリキュラムの開発、生涯教育の促進などが示されているが、「貧困」「健康」「紛争の防止・平和」「人権」「暴力」「経済力」「意思決定への参加」「環境」等の領域においても重要性が強調された。

また、21世紀の社会を担う存在としての期待と希望をもって「少女」が独立領域として設定された。「少女は、しばしば劣った存在として扱われ、自らを最後に位置づけるよう社会化され、自尊心を蝕まれている。子ども時代の差別と軽視は、生涯にわたる下降螺旋階段の始まりになりかねない」とし、女児に対するあらゆる形態の差別の撤廃、少女に対する否定的な文化的態度及び慣行の撤廃、少女の権利を促進し、保護し少女のニーズ及び可能性に対する認識を高める教育、技能の開発及び訓練における差別の撤廃、健康及び栄養における少女への差別の撤廃、少女に対する暴力の根絶、少女の社会的、経済的及び政治的な生活への認識及び参加の助長等の9つの戦略目標と具体的な行動を挙げている。

第2章 NGO フォーラム

このNGOフォーラムは「女性の視点から世界を見る」をテーマに、政府間政府会議に先立って開かれ、引き続いて開催された第4回女性世界会議においてロビイ活動を行い、世界中の女性の未来を開く21世紀のための行動綱領に影響を及ぼすことと女性問題解決のためのグローバルな運動を強化することを目的とし懐柔県で開催された。このNGOフォーラムは「国連女性の10年」が印した一連の世界女性会議である第1回メキシコ会議（1975）、第2回コペンハーゲン会議（1980）、第3回ナイロビ会議（1985）においても開催されている。然し今回のフォーラムは他のフォーラムと異なり、政府間会議で取り上げられた女性問題に対して批判的に係わること、また女性が国際舞台において中心的な役割を演ずることを認識して行われた。この作業過程は挑戦であった。最初の過程を超えて、今回のフォーラムでは女性はネットワーキングやロビイ活動の技術を磨き、多くの公的領域を獲得した。女性はすでに世界中に「平等、平和、社会正義」によって特徴づけられる世界を創造する多数の事業を強化する技術をもった政治勢力となった。

このフォーラムには185カ国から参加者約31,000人、（うち中国各地から約5,000人、）し、日本からは、このNGOフォーラムに約6,000人が参加した。これは全参加者の5分の1にあたる。

NGOフォーラムは全体会議と91のワークショップ、青少年テント、文化活動に分かれていた。特に青少年テントは「今日の少女は明日の女性」をスローガンに未来を担う少女に対する差別の解消が大きな焦点となった。

全体会議は人間性あるコミュニティの生活に影響を与えるグローバル勢力の概観とその分析を行うことを目標に、次のプログラムで開催された。

第1部 グローバル勢力の概観と分析：問題の枠組み

- 1) 支配と統合へのアプローチ（市民性と政治参加の問題を含む）
- 2) 平和、人間としての保障の障害（軍事化、暴力、貧困の影響を含む）
- 3) 経済のグローバル化に対する挑戦（労働に関する技術革新の影響を含む）
- 4) 各種の形態の保守的傾向の向上（宗教、国家主義者、人権・民族問題）
- 5) メディア、文化、コミュニケーション（挑戦と機会）

第2部 戦略とメカニズム

NGOに対しネットワーキングの機会の提供：

将来における協力方法を協議、また世代間の対話によってこのグローバル運動の現在と将来のリーダーと共に問題の共通性と相違性を研究し、その方針を決定する。

上記の枠組みの他、「女性に対する暴力」、「制度的メカニズムと財政的準備」、「国連関係機関：ジェンダー平等戦略」が追加された。

第3部 将来に対するコミットメント

次の各代表がコミットメントを発表した。

- 1) ヒラリー夫人（米）
- 2) 各国連機構の女性局長
- 3) 地域別代表による行動計画（ヨーロッパ・北米、アジア・太平洋、西アジア、ラテンアメリカ・カリビアン）
- 4) 青少年テント代表による世代間の対話

ワークショップの概要

91のワークショップが連日熱心な討論と共に行われた。

NGO フォーラムの底流は女性の権利とエンパワーメントであった。

女性に対する暴力についてウィーン人権会議より後退することのないよう家庭内暴力、出稼ぎ女性、従軍慰安婦（性的奴隸）、武力紛争下における女性に対する人権侵害問題について特に議論が活発に行われた。韓国では高度経済成長とともに性産業が盛んになり、売春が多くなったとの報告があった。台湾では若い女性と性交渉すると若返るという慣習があるとの報告もあった。

リプロダクティブ ヘルスについて、日本からの参加者は日本では未婚女性は既婚女性よりも、妊娠や出産に関して補助金や適切な情報が得にくい実態を報告し、性教育が母子保健に偏っていることを指摘、家庭の枠組みや男性優位など社会の価値観がリプロダクティブ ヘルス ライツの確立を拒んでいる。性差別のない科学的な性教育の実践が重要であると述べた。

30歳以下の青少年テントがはじめて設置され、少女についてのワークショップが始めて開かれた。参加したネパールの少女はネパールでは女の子は家事・労働が優先し、小学校への入学は20%、男の子も女の子も同じように出来るという目でみてほしい。十代の中絶や早婚、教育の欠如に家庭内暴力問題等自分たちではなに一つ解決できない。いつも大人に支配されていると報告した。

経済の国際化による課題では経済の国際化はハイテク技術の開発と平行して進んだ。その結果今、賃金の高い先進国から生産工場が発展途上国へ移り、先進国では失業問題が起きている。同じ会社で働いていても、先進国と途上国の女性では賃金格差がある。経済の国際化は富を富める国に集中させ、途上国では女性の貧困化がますます進んでいく。これまでの企業は男性の発想にもとづいてつくられたものであった。人類の幸福の

ために新しい開発モデルをつくり、男女の労働機会の均等、同一賃金を目指さなければならぬとの報告があった。

日本の働く女性の賃金は男性の約半分、昇進差別が存在する。中国は農民、アメリカは移民、日本は女性の労働力を安く使って社会が成り立っていると中国からの参加者が報告した。

NGO フォーラムでは「女性のエンパワーメント」、「女性の基本的な権利は人権」、「女と男、国と国、行政と民間のパートナーシップ」等が合言葉であった²⁾。

第3章 ポスト北京会議

1. 北京ジャック

北京 JAC は、Japan Accountability Caucus の略である。北京女性会議では女性の人権が大きなテーマとなったが、先進国の責任、NGO の責任を問う議論の文脈のなかで Accountability という言葉がキーワードとなった。その概念は、幅広く社会的責任、道義的責任の在り方を考え、それに基づいて行動するということである。このコーカスは北京世界会議の政府間会議の期間中にジャパン NGO コーカスが開かれ、日本政府代表団によるブリーフィングおよび NGO によるロビングが行われた。北京ジャックは前述のジャパン NGO コーカスに参加した NGO を中心に、議員、マスコミ関係者の有志により、北京会議終了後も継続的にロビング活動を行い、政策提言を行おうとする新しいタイプの NGO である。この北京 JAC は、一連の国連の会議（環境、人権、人口の各会議および社会開発サミット）の成果を踏まえた北京行動綱領を日本の国内政策に反映、実現させるために1995年9月23日に結成された。

北京 JAC の共通テーマとして(1)ナショナル・マシナリーの強化。長期目標として女性省の設置（女性担当大臣のポストの設置を含む）、短期目標として男女共同参画審議会の情報公開(2)女性に対する暴力の撤廃のための法制度化と実施機構の設置を挙げている。

また上記の共通のテーマ以外に北京行動要綱の12の戦略テーマによって、北京ジャック テーマ コーカスを組織し、テーマ毎にロビー活動を行うことにしている。

そのテーマは下記のとおり。

A 女性と貧困：B 女性の教育と訓練：C 女性と健康：D 女性に対する暴力：E 女性と武力紛争：F 女性と経済：G 権力及び意思決定における女性：H 女性の地位向上のための制度的仕組み：I 女性の人権：J 女性とメディア：K 女性と健康：L 少女

地域コーカスとして 1 北京 JAC 九州 2 北京 JAC 広島 3 北京 JAC 関西

4 北京 JAC 東海 5 北京 JAC 関東〔北京 JAC 横浜支部 北京 JAC 文京支部〕

6 北京 JAC 北陸 7 北京 JAC 北海道

具体的な活動として2つの共通テーマのロビイング活動と研究会の開催がある。

北京JACは、原則として行動綱領の12のテーマにそってテーマ別にコーカスをつくりそれが独自な活動、ロビングと地域別なコーカスもそれぞれの地域を拠点として活動をしている。

(1) ロビイング活動

北京JACは、発足後すぐに2つの共通テーマについて、当時の村山富市総理大臣（95年12月6日）と野坂浩賢内閣官房長官兼女性問題担当大臣（95年12月19日）へのロビイングを行った。そして官房長官のポストとは別に女性による女性問題担当大臣の設置、女性に対する暴力禁止法の検討などを要望した。また女性に対する暴力の撤廃の法制化については、毎月、女性に対する暴力禁止法研究会が開催され活発な討議が行われている。1996年8月には、児童福祉法改正に関する要望書を厚生省と中央福祉審議会に提出した。

(2) 研究会の開催

行動綱領の12のテーマに沿って各コーカスが独自の研究会を運営し、その成果を1996年10月には北京世界会議1周年記念シンポジウム「北京から日本へー女性たちのエンパワーメント」で発表した³⁾。

2 日本国政府の「男女共同参画ビジョン」および「男女共同参画2000年プラン」

男女共同参画推進本部（本部長 内閣総理大臣）は、平成8年12月、「男女共同参画2000年プランー男女共同参画社会の形成の促進に関する西暦2000年までの国内行動計画、男女共同参画2000年プラン」を決定した。男女共同参画2000年プランは、北京で開催された第4回世界女性会議で採択された「行動綱領」や、平成8年7月の男女共同参画審議会答申「男女共同参画ビジョンー21世紀の新たな価値の創造ー」を踏まえ策定された。

この男女共同参画2000年プランでは、あらゆる分野における社会制度や慣行を男女平等の視点から見直し、男女共同参画を推進していく社会システムを構築していくことが重視されるとともに、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」、「メディアにおける女性の人権の尊重」、「生涯を通じた女性の健康支援」といった新たな課題が重点目標として取りあげた。

男女共同参画社会とは、男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、それにより男女が均等に、政治的、経済的、社会的、文化的利益を受けることができ、また、共に責任を担うべき社会である。

このような男女共同参画型社会の実現は、人権の確立の意味からも、いかなる経済・社会環境の下でも、その達成に向けてたゆまぬ努力が求められるべきものである。

国際的にも、女性の地位の向上は環境、人口、貧困といった地球的規模の問題との解

決の鍵となっている。また、その意味においても男女共同参画2000年プランの着実な推進は、21世紀を切り開く新たな価値を創造し、男女が共により質の高い生活を送ることができる社会の形成のための基本であり、その推進状況のフォローアップは極めて重要である。

女性の参画状況を把握するためにUNDP（国連開発計画）が開発した人間開発に関する3つの指標である人間開発指数（HDI）、ジェンダー開発指数（GDI）、ジェンダー・エンパワーメント測定（GEM）を用いて指数化し、国際比較によって問題を明らかにしようと試みている。

特に新たな課題とした重点目標の施策はつきの通りである。

1. 女性の人権が推進擁護される社会の形成

女性に対するあらゆる暴力の根絶

女性に対する暴力に対する厳正な対処

被害女性に対する救済策の充実

女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり

女性に対する暴力の根絶に向けての関係諸機関の連携強化と総合的対策の検討

2. メディアにおける女性の人権の尊重

3. 生涯を通じた女性の健康支援

リプロダクティブ・ヘルス ライツに関する意識の浸透

生涯を通じた女性の健康の保持増進対策の推進

女性の健康をおびやかす問題についての対策の推進

男女共同2000年プランでは「女性が自らに保障された法律上の権利や権利の侵害を受けた場合の対応策について正確な知識を得られる「法識字」の強化をも提唱している⁴⁾。

第3章 21世紀への展望と課題

1. 展望

今年7月、ハングルで開催されたユネスコ主催の第5回国際成人教育会議は「ハングル宣言」と「未来へのアジェンダ」を採択したがその中で21世紀の展望を人権の最大限の尊重を基礎にした、人間中心の開発ならびに参加型の社会のみが、持続可能で公正な開発をもたらすとし、もし人類が生き延び、未来の課題に応えようとするのであれば、生活のあらゆる領域において、人々が情報を得て、効果的に参加が必要である。また生態学的に持続可能な開発を育み、民主主義と公正、ジェンダーの平等、科学的、社会的、経済的な開発を促進し、暴力紛争が対話と正義に元づいた平和の文化に転換された世界を創るという展望にたった。

その中で、女性の人権の保障、あらゆる領域における男女の機会の均等およびすべての年齢の男女の社会のための全面的参加、貢献は21世紀の人類が直面する多大な問題の解決するのに必要不可欠である。その中で特にジェンダーの平等・公正、女性のエンパワーメントは現代における重要な価値観である。

世界では10億人の赤貧の状態にあり、そのほとんどが飢餓状態にあるがその大半は女性である。これらの女性は所得、資源、教育、健康管理、栄養をうる手段が非常に限られている。この問題解決の原則と目標のなかで人々、特に女性の力を高め、女性自身の能力を高めること、すなわち女性のエンパワーメントとそのための学習が最重要課題である。

前述のユネスコの会議では特にジェンダーの公正の概念とジェンダー・ジャステイスの実践が新たに提唱されている。女性のエンパワーメントはマルクス主義者、フェミニスト、フーコー等が追求した“力”的概念が中心的であり、文化的側面が欠けているのではないかの反省にたつものである。

2. 課題

以下21世紀の課題について北京会議の行動要綱（戦略目標及び行動）にそって考察する。

A. 女性と貧困

戦略目標A.1 貧困の中の女性のニーズ及び努力に対処するマクロ経済政策及び開発戦略を見直し、採用し、維持すること

戦略目標A.2 経済資源への女性の平等な権利及びアクセスを保証するため、法律及び行政制度を改正すること

戦略目標A.3 貯蓄及び信用貸付の仕組み及び制度へのアクセスを女性に提供すること

戦略目標A.4 貧困の女性化に対処するため、ジェンダーに基づく方法論を開発し、調査を行うこと

（日本の課題）

1. 貧困を原因とする開発途上国の女性および少女に対する日本男性による性的搾取（買春・人身売買・ポルノ等）への緊急な法的整備と意識変革のための教育・広報対策。

2. 日本のODAがアジアの女性の貧困化を促していることに着目し、従来の開発中心型から人間中心の環境保護・教育援助・貧困解消に転換する。

3. 海外進出企業がアジアの女性を安価な労働力として使い捨てにしている現状に対し、人権に配慮し、適正な労働条件、賃金体系等を整備するように指導する。

4. 日本の女性は子育て後の労働市場への再就職が困難であり、その多くが学歴、資格、

能力等に関係なく低賃金のパート労働か夫の「被扶養者」となっている。

5. 職業におけるコース別採用・単純作業の女性への偏り、研修機会の男女格差、昇進差別・短期雇用、退職強要、不利益な配置転換、賃金カット、排除的職場環境などは生涯賃金の男女差につながり、貧困化の要因となっている。雇用における男女均等法の遵守が課題である。
6. 現行の税法は専業主婦の家事労働を内助の功として評価し、その夫に対して税控除を行っている。このことは、性別役割分業の固定化を助長している。更に家事労働は働く既婚女性やシングルの女性、男性も行っており、専業主婦の家事労働だけを評価するのは性別役割分業をなくし、男女共同参画社会の形成を目指す方向に逆行している。又、共働き、シングル、親子世帯に対し、明らかに不公平である。働く本人の基礎控除の大幅な引き上げと生き方の選択によって公平さを欠くことのない中立的な制度への改革が必要である。
7. 年収130万円以下のパート主婦「第3号被保険者」は年金保険料納付不要とされ、その分を夫だけではなく雇用者保険加入の共働きの男女、シングルの男女がこれを負担している。現行制度にしたがって年金負担を免除され、しかし給付は受ける1200万人の存在は結果として高齢社会を脅かし、次代の若年層の大きな負担となる。また主婦に「年金保険料は払わないのが得」と就業調整を選ばせるこの制度は女性の老後基盤を弱め、高齢離婚の場合、女性を貧困化させるものである。

B. 女性の教育と訓練

戦略目標B.1 教育への平等なアクセスを確保すること

戦略目標B.2 女性の中の非識字を根絶すること

戦略目標B.3 職業訓練、科学、技術及び継続教育への女性のアクセスを改善すること

戦略目標B.4 非差別的な教育及び訓練を開発すること

戦略目標B.5 教育改革の実施に十分な資源を配分し、監視すること

戦略目標B.6 少女及び女性のための生涯にわたる教育及び訓練を促進すること

(日本の課題)

1. 社会教育、職業訓練、家庭教育においてジェンダーの平等・公正、女性のエンパワーメントの学習機会を提供する。
2. 教員、社会教育主事等の資格取得の際、女性学の単位取得を必修とする。
3. 社会教育主事、社会教育指導員、公民館職員、生涯学習相談員、教育委員および教育職公務員に対し、人権、ジェンダーの平等・公正、女性のエンパワーメントについて研修を行う。
4. ジェンダー教育があらゆるレベルにおいて周辺的に取り扱われていることを認識し、これを是正する。

5. 人々に対し、女性、男性の「ジェンダーの不平等と不公正な関係」を是正する必要性について意識を向上させる。
6. 教育のあらゆる分野とレベルにアクセスするようジェンダーの不均衡を除去する。
7. 政策と実施が男女双方の性、特に教育プログラムの管理的、政策決定レベルにおける公正な代表の原則に従うことの確保する。
8. 家庭内性暴力から女性を保護するための能力についての情報やカウンセリングを通して強化するとともにこれらの教育的努力に男性を参加させる。
9. 女性の日常的な経験とその効果的な成果も同様に認識し、ジェンダー感性の参加型教育を促進する。
10. 政策決定過程と公的構造における女性の参加を促進する。

C. 女性と健康

戦略目標C.1 全ライフサイクルを通じ、適切で手頃な料金の良質の保健、情報及び関連サービスへの女性のアクセスを増大すること

戦略目標C.2 女性の健康を促進する予防的プログラムを強化する。

戦略目標C.3 性感染症、AIDS/HIV 及び性と生殖に関する健康問題に対処するジェンダーに配慮した事業（イニシアティブ）に着手すること

戦略目標C.4 女性の健康に関する研究を促進し、情報を普及すること

戦略目標C.5 女性の健康のための資源を増加し、フォロー・アップを監視すること
(日本の課題)

1. 刑法墮胎罪の廃止と母体保護法を改正し、特に女性に安全な中絶を保障する。

2. リプロダクティブ・ヘルスと育児についての責任の男女の分担を広く関連づけるため男女のための健康教育を拡大する。

3. 男女、成人、青少年が共に考え、自分のセクシュアリティを自分でコントロールする自己決定権を行使する自己決定能力をもたせる教育を開発する。

4. ライフサイクルにおける性関係の自己決定能力とジェンダーイデンティティの確立のための教育を開発する。

5. 人々に生殖と性の健康に関する権利を認識させ、その責任と態度を開発する。

6. 健康の増進の明白な責任を認識させ、地域社会と各個人の健康保持を増進させるために人口教育を促進する。

7. 参加型健康教育と健康的な環境の創造・改善およびアクセス可能な健康サービスの支援を約束させるために人々のエンパワーレーを目的とする学習プログラムを開発、強化する。

8. 個人的、社会的、経済的開発の機会に対し、全面的に女性が参加し、立ち塞がる障壁を乗り越えるために、女性をエンパワーする生殖の選択を可能にする教育へのア

セスを提供する。

9. AIDS やその他の疾病の予防、栄養、衛生、精神的健康を含む健康関連の学習内容を開発する。
10. 教育－情報－コミュニケーション戦略を豊富にし、診断と自分で可能な行動を選択できるよう自らの経験と知識を活かす成人教育アプローチを活用する。

D】女性に対する暴力

- 戦略目標D.1 女性に対する暴力を防止し根絶するために、総合的な対策を取ること
 戦略目標D.2 女性に対する暴力の原因及び結果並びに予防法の効果を研究すること
 戦略目標D.3 女性の人身売買を根絶し、売春及び人身売買による暴力の被害女性を支援すること

1993年に国連が採択した「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」では、「女性に対する暴力」を、肉体的、精神的、性的、心理的損害や苦痛を生じさせる性に基づくあらゆる暴力行為と定義づけた。このなかには、私的領域のみならず職場や国家や民族集団などによる暴力、例えば、セクシュアル・ハラスメント、性的拷問、軍隊による集団レイプ、女性性器切除なども含まれる。

性暴力の加害者は見知らぬ他者と考えがちだが、実際にはデートの最中や職場でのレイプ、近親者によるレイプなど、身近な者からの被害も多い。なかでも、夫婦間の性暴力には、日本では原則として強姦罪は適用されず、妻が「性的自己決定権」をもつことが認められていない。

（日本の課題）

1. 日本の現行関連法規はその実態、個人のプライバシー、性的自己決定権の尊重からは遠い現状にある。関連法規の見直しと「女性に対する暴力防止法」の制定が望まれる。
2. 強姦罪の下限規定、告訴の申告期間、個人のプライバシーにかかわる被害者の年齢、法的婚姻の有無、過去の性体験。加害者との関係を問わず適用する。
3. 児童売春の処罰規定を明確に設けると同時にそれを海外における行為にも適用する
4. 売春防止法を現在の実態に対応するよう改正する。特に女性のみ処罰（5条違反）で売春男性の野放しの現状、外国人女性への対応を明確にする。
5. セクシュアルハラスメント防止を法的に規定する。セクスハラスメントは雇用の場だけではなく、スクール・セクシュアル・ハラスメントやキャンバス・セクシュアル・ハラスメント、病院や福祉施設などで患者や障害者が被るハラスメントもある。

6. 女性に対する暴力の実態調査および法律、制度の研究を実施する。調査研究の企画にあたっては相談活動、シェルター運営、関連NGO・グループを参加させる。
7. すべての学校教育、社会教育において女性に対する暴力問題を含めて人権教育の実施
8. 教員養成機関、警察学校、司法研修所、医師、看護婦等の医療関係者養成機関、福祉関係者養成機関において女性に対する暴力問題のカリキュラムを導入する。
9. 警察、司法、医療、福祉、各種相談機関、メディアの職員に対して、ジェンダーの視点に立つ人権教育、研修を実施する。

E. 女性と武力紛争

戦略目標E.1 紛争解決の意思決定のレベルへの女性の参加を増大し、武力又はその他の紛争下に暮らす女性並びに外国の占領下で暮らす女性を保護すること

戦略目標E.2 過剰な軍事費を削減し、兵器の入手の可能性を抑制すること

戦略目標E.3 非暴力の紛争解決の形態を助長し、紛争状況における人権侵害の発生を減少させること

戦略目標E.4 平和の文化の促進に対する女性の寄与を助長すること

戦略目標E.5 隣民女性、その他国際的な保護を必要とする避難民女性及び国内避難民女性に保護、支援及び訓練を提供すること

戦略目標E.6 植民地及び自治権をもたない領地の女性に支援を提供すること

(日本の課題)

1. 「従軍慰安婦」問題をはじめ、紛争時における性的暴力について調査、個人補償、心身の医療等女性に対する援助。このことは沖縄にみられる軍隊・基地・性暴力ともつながる。

F. 女性と経済

戦略目標F.1 雇用及び適切な労働条件へのアクセス及び経済資源の管理を含む女性の経済的な権利及び自立を促進すること

戦略目標F.2 資源、雇用、市場及び取引への女性の平等なアクセスを促進すること

戦略目標F.3 殊に低収入の女性に対し業務サービス、訓練並びに市場、情報及び技術へのアクセスを提供すること

戦略目標F.4 女性の経済能力及び商業ネットワークを強化すること

戦略目標F.5 職業差別及びあらゆる形態の雇用差別を撤廃すること

戦略目標F.6 女性及び男性のための職業及び家族責任の両立を促進すること

(日本の課題)

1. 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

- (1) 募集・採用・配置・昇進をはじめ雇用の全段階における差別を禁止規定とし、違反した企業に対し制裁措置をとる。
- (2) 年齢、出産、家庭責任を理由とする差別を禁止する。
- (3) 同一価値労働同一賃金の ILO/100号条約（日本は批准国）を実現する。
- (4) 男女両性が、労働と家庭責任がもてるよう、労働条件や社会環境を整備する。
ILO156号勧告の具体化。1日単位の労働時間規制を単位とした労働時間の短縮、深夜労働の原則禁止、時間外労働の制限と割増賃金の増加、育児休業、育児時間、介護休暇制度の拡充をはかる。

2. 無償労働（アンペイドワーク）の評価

- (1) 農林水産業、商工業の自営業等における家族従業に対する適切な経済的評価を確立する。特に自分名義の適正な労働報酬や収益区分、年金権の確立は労働の評価と労働の権利の保障の問題である。
- (2) 家庭で行われる育児・介護等に対する社会的・経済的評価のあり方を検討する。
ILO156号条約／165号勧告の適切な実施は、アンペイド・ワークの社会的・経済的評価に不可欠な施策である。同一労働同一賃金にも密接な関連がある。
- (3) ボランティア活動を含む地域社会における生活支援のための諸活動の軽量化を検討する。

G. 権力及び意思決定における女性

戦略目標G.1 権力構造及び意思決定への女性の平等なアクセス及び完全な参加を保証するための措置を講じること

戦略目標G.2 意思決定及び指導的立場への女性の参加能力を高めること

（日本の課題）

1. 政府（国及び地方）、政党、民間企業、労働組合他各種組合、経営者団体、研究・学術団体、地域組織、非政府組織、及び国際組織等、全ての組織の意志決定の場に、2010年までに、30%以上女性の参画を実現することを目標とする。
2. 政治の場への女性の参画を促進するために、政府は、政党に対してもすべての意志決定部署に30%以上の女性の参画を義務付け、候補者擁立には、男女交互名簿導入等積極的な行動のを政党助成金交付の要件とする。
3. 政府は、あらゆる年齢の女性のための、政策決定の場への女性の参加能力開発プログラムを作成し、各種機関にその活用を義務付ける。
4. ジェンダーに敏感な策定の手法を研究・マニュアル化し、公・共・私各分野の指導者の研修等により普及する。

H. 女性の地位向上のための制度的な仕組み

戦略目標H.1 国内本部機構及びその他の政府機関を創設または強化すること

戦略目標H.2 法律、公共政策、計画及びプロジェクトにジェンダーの視点を組み込むこと

戦略目標H.3 立案及び評価のための男女別のデータ及び情報を作成・普及すること
(日本の課題)

1. 男女共同参加推進本部、男女共同参画審議会、男女共同参画室の法的根拠をより強化し、国会で制定される法律に基づくものとする。その際、労働省設置法との整合性をはかると同時に、全省庁の設置法に所掌事務として男女共同参画政策の推進と担当窓口を設置、男女共同参画推進本部との連携を明記する。このことによって、男女共同参画政策の推進を担うナショナルマーサーナリーの、権限・財源・人材を増加し、機能強化をはかることも可能になると考える。
2. 現在、女性問題担当大臣を兼務する内閣官房長官の他に、女性問題専任の担当大臣を設置する。
3. 自治体の自立的な男女共同参画推進部局の設置や策定を促す。
4. NGOを対等なパートナーとして、連携し支援する。
5. 男女共同参画政策の推進に係わる国内外の情報（政策・人材情報含む）を国会図書館に集め、全国の図書館・女性センター等とオンライン化する。
6. 上記諸制度の監視・調査・是正権限を持つ男女平等オmbudsmanを設置する。
7. 女子差別撤廃条約の個人通報制度を導入する。

I. 女性の人権

戦略目標I.1 あらゆる人権文書、特に女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の完全な実施を通じて、女性の人権を促進し、保護すること

戦略目標I.2 法の下及び実際の平等及び非差別を保証すること

戦略目標I.3 法識字を達成すること

(日本の課題)

1. 日本における売買春、日本を受入れ国とする国際人身売買、日本からのセックス観光について、特に被害者の非処罰化を含む人権の擁護のための施策を推進し、実情と実績について、国連人権委員会及び女性への暴力特別報告官に対して報告する。
2. 国際人身売買の非処罰化を含む人権擁護を、警察、入国管理、その他の諸官職にある公務員の研修計画の中に含めて実施する。

J. 女性とメディア

戦略目標J.1 メディア及び新たな通信技術における、またそれらを通じた表現及び意

思決定への女性の参加とアクセスを高めること

戦略目標 J.2 メディアにおけるバランスがとれ、固定観念にとらわれない女性の描写を促進すること

(日本の課題)

1. 新聞・放送などマスメディアを通じて、あらゆる問題に関する女性の発信を拡大するため、各メディア組織・機関は2000年及び2010年までの具体的目標を設定して、女性の増加と方針決定への女性の参画を推進するための計画を作成する。
2. マスメディア（放送・新聞・広告など各メディアの連絡団体）と、女性を主体とする専門家と行政の協力により社会的調整機関を設置し、メディア内容の改善に取り組む。その取り組みには下記のものが含まれる。
 - (1) ステレオタイプにとらわれない多様な女性・男性の姿を描くためのガイドラインの策定
 - (2) メディアによる性の商品化（ポルノグラフィ等）や、女性への暴力の描写に関するガイドラインの策定と、それをメディアが順守するための方策の検討・実施
 - (3) ガイドラインの実施による成果の評価
3. 各メディア組織・機関は、メディア内容の男女平等を実現するための担当部署や担当者を置いて、次のことを推進する。
 - (1) ステレオタイプにとらねれない多様な女性・男性の姿を描くための積極的な情報提供
 - (2) ジェンダーに敏感な、そして男女平等を推進するための情報提供
 - (3) 男性の意識改革を働きかけるための情報提供の推進
 - (4) 女性の声を直接反映できる新聞紙面や放送時間の確保
4. メディア内容についてのNGOなどによる恒常的なモニターモードを作り、改善度の測定をする。
5. 女性を肯定的・積極的に表現する活動や、男女平等の推進に貢献する表現活動に対し、公的支援を行う。
6. 情報発信者・利用者としての女性を支援するための次のような方策をとる。
 - (1) 女性自身によるメディア、発信者としての女性への支援
 - (2) 女性が新しい情報技術を含むメディアの使い手となるための教育・訓練の機会の充実
 - (3) 新しい情報技術を用いた女性への情報提供や情報交流のための、機器を利用できる場とソフトの充実
7. 公的機関が作成する資料・出版物等で、ジェンダーにとらわれない表現を促進する。
8. ビデオやコンピュータネットワークなど新たなメディアにおける、女性の性の商品化の問題の社会的調整をはかる。

K. 女性と環境

- 戦略目標K.1 あらゆるレベルの環境に関する意思決定に、女性を積極的に巻き込むこと
- 戦略目標K.2 持続可能な開発のための政策及び計画に、ジェンダーの関心事項と視点を組み込むこと
- 戦略目標K.3 開発及び環境政策が女性に及ぼす影響を評価するための国内、地域及び国際レベルの仕組みを強化又は創設すること

(日本の課題)

1. 開発計画、環境政策等の意志決定の場への女性の参加拡大を制度化する。また NGO 推薦枠、公募枠も設ける。
2. 世銀、GEF (Global Environmental Facility)、WHO 等の環境委員会他、開発や環境に関する国際的意志決定機関に女性の政府代表や NGO 代表を派遣する。
3. ODA 援助計画には、支援を受ける側・支援をする側の女性が共に提案提言できる場を設ける。
4. 水、大気、土を汚染する有害化学物質(放射性物質、ダイオキシン、重金属、農薬等)は遺伝子を傷つけるのみでなく、女性の胎盤や母乳を通しての生体濃縮により世代を越え、国境を越えて健康に脅威を与える。このような物質の人体に与える影響についてデーターベース化し、情報公開し、予防策を講ずる場の設置する。
5. 地球環境問題は先進工業国の大量生産、大量消費・大量廃棄の構造に大きく起因している。消費削減プログラムの女性の専門家を養成し、各自治体はモデル プログラムを策定し、実施する。
6. 企業、学校、地域における環境教育リーダーとして女性を登用する。

L. 少女

- 戦略目標L.1 少女に対するあらゆる形態の差別を撤廃すること
- 戦略目標L.2 少女に対する否定的な文化的態度及び慣行を撤廃すること
- 戦略目標L.3 少女の権利を促進し、保護し、少女のニーズ及び可能性に対する認識を高めること
- 戦略目標L.4 教育、技能の開発及び訓練における少女への差別を撤廃すること
- 戦略目標L.5 健康及び栄養における少女への差別を撤廃すること
- 戦略目標L.6 児童労働からの経済的搾取を撤廃し、働く少女を保護すること
- 戦略目標L.7 少女に対する暴力を根絶すること
- 戦略目標L.8 少女の社会的、経済的及び政治的な生活への認識及び参加を助長すること
- 戦略目標L.9 少女の地位を向上させる上での家族の役割を強化すること

(日本の課題)

1. 小、中、高等学校における学習指導要領および指導書の人権、ジェンダーの視点から再点検する。
2. 小、中、高等学校、養護学校教員、都道府県、市町村教育委員会関係の委員ならびに職員の人権およびジェンダー意識に関する調査研究とあらゆる段階の研修にその結果を活用する。
3. 小・中・高等学校の理科の授業について、女子に興味と自信を与えるような授業法を開発する。現在、大学及び短大において、女子学生と男子学生の間に著しい専攻分野の偏りがみられる。
4. 教師や父母の進路指導におけるジェンダー・バイアスをなくす
5. 幼稚園の段階から男女平等教育を進める。幼稚園教員の研修と男性教員の養成が必要である
6. 高等学校における職業教育において、女子生徒に対し職業選択の拡大、育児休業や介護休業制度等の労働者の権利についての知識の教授ならびにパートタイム労働・人材派遣・フリーター等のメリット・デメリットを明示する。
7. 性・結婚・家庭・健康教育の指導内容について、性と生殖の健康と権利に関する基礎知識と自己決定権の理念、エイズ、性行為感染症に関する知識及び感染者への差別意識の排除、男女平等な結婚、麻薬・覚醒剤乱用防止の内容を含む。
8. 小、中、高等学校において男女混合名簿の導入、男女別の整列や呼称の見直しなどをはかる。
9. 女児（少女）の性の商品化表現を監視する市民オンブズパーソン制度を導入する。
10. 子供向けテレビ番組・幼児向け漫画雑誌・少年少女漫画雑誌では、ステレオタイプ化した性役割が示されることが多く、子供の性役割意識に大きな影響を与えている。メディアの制作に女性が進出し、固定化した性役割にとらわれない紙面・番組作りを促進する。
11. 国内外の「少女買春」、子供ポルノの制作を処罰する法律を作る。
12. 学校におけるセクシャル・ハラスメントについて調査し、対策を講じる。

注

- 1) 第4回世界女性会議(2)記事資料94/71, 1994.12、国連広報センター
- 2) ngo forum on women beijing '96, Program Book, 1995, 9
- 3) 北京世界女性会議1周年記念シンポジウム－北京から日本へ、1996.10、北京JAC
- 4) 男女共同参画の現状と施策、平成9年度版、1997.7、総理府
- 5) 北京世界女性会議1周年記念シンポジウム－北京から日本へ、1996.10、北京JAC
第4回世界女性会議行動綱領、北京

第5回国際成人教育会議宣言、1997.7、ハングルグ

アジアに生きる女たちの21世紀：アジア女性資料センター

特集 貧困の女性化 no.6 1996.3

特集 環境の危機と女性 no.7 1996.6

特集 アン・ペイド ワークとは no.8 1996.9

特集 メディアと女性 no.10 1997.3

特集 マイノリティ・女性・わたし no.11 1997.6

特集 女性の人権 no.12 1997.9